

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、満濃町土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（ため池整備事業）金剛院西地区）を行うことについて平成21年3月19日適当と決定した。

その関係書類をまんのう町土地改良課において平成21年4月3日から同月23日まで縦覧に供する。

平成21年3月27日

香川県知事 真 鍋 武 紀